
鹿児島テレビ

「他局取材音声の無断使用」に関する意見

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治
委員長代行	小町谷育子
委員長代行	水島 久光
委員	香山 リカ
委員	是枝 裕和
委員	斎藤 貴男
委員	渋谷 秀樹
委員	升味佐江子
委員	森 まゆみ

目 次

I	はじめに	1
II	審議の対象とした番組	1
III	問題の発覚とその後の取り組み	2
1	放送までの経緯	2
2	問題の発覚と対応	3
3	再発防止の試み	3
IV	他局音声の無断使用はなぜ起きたのか	4
1	取材・制作上の問題点	4
2	制作体制上の問題点	6
V	委員会の判断	7
VI	おわりに	8

I はじめに

他の放送局の取材音声を無断で使用して番組を制作してよいかと問われれば、だれもが「それはダメでしょう」と答えるだろう。「ダメだという法的根拠は何か」と尋ねられたときに即答できる人は少ないかもしれない。それでも、「えっ？それは知りませんが、ダメでしょう。そんなの常識でしょ」という返事が返ってくるはずだ。

ところが、そんな常識に反して、他局の取材音声が無断使用されてしまった事案が鹿児島で発生した。

鹿児島テレビ（以下「KTS」という）は、地元のA高校の男子新体操部を取材した際、同じ現場で南日本放送（以下「MBC」という）がワイヤレスピンマイクを使って収録していた音声を無断で受信・録音し、それを2013年6月と8月に放送した3本の番組に使用した。

問題発覚後、KTSは直ちにMBC及びA高校の関係者に謝罪し、いずれもこの謝罪を受け入れている。また、無線通信の傍受等が電波法違反に当たるとされた問題についても、2013年10月に総務省九州総合通信局長名の文書による嚴重注意処分がなされて一応の決着をみている。

とは言え、この事案の根底には、同じ放送人である競争相手に対する敬意や放送のプロフェッショナルとしてのプライドの欠如、そして独自取材の持つ価値に対する認識の乏しさがあるように見受けられる。委員会は、そのような事態に至った制作現場の倫理上の問題は無視できないと考え、審議の対象とすることにした。

委員会がまず調査したのは、本件事案が、現場の当事者個々人のみに帰せられるべき要因により起こったものなのか、あるいは組織的・構造的な問題がKTS内部に存在していたのか、どうかである。また発覚後の対応や取り組みが適正であったか、本件事案から放送界全体がくみ取ることのできる普遍的な教訓があるとすればそれは何か、といった点についても検討を加えた。

II 審議の対象とした番組

委員会が審議の対象としたのは、ユニークでユーモラスな演技が評判になっていたA高校男子新体操部の活動を追った、KTSの自社制作番組3本である。

以前から、この男子新体操部を取り上げてきたKTSは、2013年も6月19日と8月7日の2回にわたり、平日の午後4時から4時50分まで放送している情報番組『ゆうテレ』内で、全国高校総体に向けての練習風景や本番の演技、それに宿舎での高校生らしいリラックスした素顔などを紹介した。さらに、毎週土曜日の午前11

時30分から45分まで放送している『チャンネル8』内でも、6月29日に『ゆうテレ』6月19日放送分を再編集して放送した。

ところが、『ゆうテレ』6月19日放送分とこれを再編集した『チャンネル8』6月29日放送分のそれぞれ3か所（いずれも合計25秒間）、および『ゆうテレ』8月7日放送分の4か所（合計1分15秒間）で、監督が演技前に選手を集めて円陣を組んで激励するシーンなどに、MBCがワイヤレスピンマイクで収録していた音声が無断で使用されていたのである。

Ⅲ 問題の発覚とその後の取り組み

1 放送までの経緯

一連の取材は、すべて3人のクルーによって行われた。ともに40代のディレクターとカメラマンは、KTSの100%子会社の株式会社KCRからの派遣スタッフである。20代のカメラ助手（音声も担当）は、KTSと短期雇用契約を結んでいる。KTSの契約女性リポーターが、これに加わった。

クルーが最初にMBCの音声を無断で受信したのは、全九州体育大会の前日の6月14日、会場の長崎県西海市の体育館での練習の取材のときだった。クルーが会場に入ると、MBCのクルーは先着していた。彼らが男子新体操部の監督にワイヤレスピンマイクを装着しているのを見たディレクターは、周波数を合わせてMBCの音を拾っておくよう指示した。プロ用の共通仕様の機材を使っているので、他局音声の受信作業そのものはたやすい。相手が使っている周波数を探り当てさえすれば受信できる。この日、KTSのクルーは監督が選手たちに檄を飛ばす声などを、MBCのワイヤレスピンマイクからの電波を傍受して録音した。

その後も、KTSが男子新体操部を取材したほぼすべての現場——翌15日の全九州体育大会の本番、7月27日の高校体育館での練習、8月3日午前の全国高校総体前日における佐賀県総合体育館、同日午後の佐賀県の高校での練習、翌4日の全国高校総体本番——で同様の行為が繰り返された。この間、ディレクターの指示に異議を唱えるスタッフはいなかった。

このようにして無断受信・録音された合計6回分のうち、全九州体育大会の前日と佐賀県総合体育館の練習を除く4回分がKTSの番組で使用された。

取材後のVTRの管理、編集作業は、ディレクターひとりに任されていた。

『ゆうテレ』は本番前のリハーサル時に番組プロデューサー（制作部副部長）が、『チャンネル8』は放送前のプレビュー時に番組プロデューサー（制作部長）と編成部長が、それぞれ編集済みのVTRをチェックすることになっていた。番組プロデューサーらは、監督から相当に離れた位置から撮影しているにもかかわらず、音声は極

めてクリアであることに気づいたが、監督に自局のピンマイクを装着してもらっているものと理解したため、このチェックの過程でも問題が指摘されることはなく、VTRはそのままオンエアされた。

このような経緯で、他局音声を無断で使用した番組があわせて3本放送された。

2 問題の発覚と対応

本件事案が発覚したのは、問題の番組3本の最後の『ゆうテレ』が放送された8月7日夕刻のことである。MBCから、音声を無断で使われたのではないかとの連絡がKTSに入り、その日のうちに、無断使用の事実が明らかになった。

翌8日には、KTSの編成局長と制作部長がMBCを訪問して謝罪し、9日にはA高校に赴いて男子新体操部の監督に謝罪した。また、1週間後の16日には、KTSの担当取締役が加わった3人でMBCを再訪し、社内調査の結果の詳細を報告してあらためて謝罪した。さらに21日には、番組やニュースの制作にかかわるKTSの社員・スタッフへの報告会も行われた。

また、本件事案では、音声の取得方法が特定の相手方に対する無線通信の傍受であったために、電波法違反が問題になった。KTSは、8月21日に担当取締役らが総務省九州総合通信局を訪れて本件事案を報告した。このとき、再発防止策の提出を求められたため、28日に担当取締役らが同総合通信局を再訪して再発防止策の骨子を手渡した。10月25日、総務省はKTSに対し、問題の行為が、特定の相手方に対して行われる無線通信の傍受および窃用（他人のものを無断で使用する）を禁じた電波法第59条に抵触したとして、九州総合通信局長名で文書による嚴重注意処分をし、再発防止のための体制の確立について、1か月以内に文書で報告するよう要請した。

他方で、視聴者への説明は後手に回った。MBCと高校側に対する謝罪を最優先し、総務省の法的判断が明らかになった後で視聴者への説明を予定していたためという。しかし、8月30日に新聞の取材があり、翌31日の朝刊で報道された。このため、KTSは、総務省の法的判断を待たずに、同日昼のニュース『FNNスピーク』および夕方の『KTSスーパーニュースFNN』のローカル枠で、本件事案の説明とお詫びを行い（50秒間）、9月2日の『ゆうテレ』でも同様の放送を重ねた（1分18秒間）。

3 再発防止の試み

KTSでは、「再発防止委員会」を発足させ、10月4日付で再発防止策を作成した。プロデューサー、ディレクターなど各職務の役割と責任の明確化をはじめ、番組の制作状況についての情報の共有、取材後の報告の必須化、編集チェック体制の強化など

の直接の再発防止策に加えて「放送人育成プロジェクト」が立ち上げられたことが特に注目される。

このプロジェクトは、今回の事態により、社員・スタッフらの意識改革が必要であることが明らかになったとの認識から、「コンプライアンスや放送倫理に関する教育・指導を、単発的にではなく、計画性をもって、継続的に取り組んでいかなければならない」として、社長を委員長とする全社体制でスタートした。編成局制作部が番組制作スタッフ、技術局制作技術部がカメラマンとカメラアシスタント、報道局報道部がニューススタッフへの教育・指導カリキュラムをそれぞれ立案し実行するが、対象には社員にとどまらず派遣スタッフも含まれている。K T Sは、今回の事案を契機として、社内の活性化や放送局としての風土の改善も視野に入れた人事・労務管理や機構改革などに取り組む方針だという。

IV 他局音声の無断使用はなぜ起きたのか

委員会は、本件事案の関係者および幹部ら6人に対して聴き取りを行った。ポイントは、①取材クルーはなぜ他局の音声を無断で受信・録音したのか、②放送に至る過程でチェック機能が働かなかった原因は何か、③番組制作体制、とりわけスタッフらの処遇と本件事案との間に関係はあるか、などである。委員会に事前に提出されたK T Sの報告書の内容も総合して、関係者の行動や心理を検証した。

1 取材・制作上の問題点

(1) 企画段階

A高校の男子新体操部は、近年県内外で注目を集めており、K T Sでもこれまで報道部が何度か取材していた。

一方、K T Sは2012年に、スポーツ関連の取材・制作における報道局報道部と編成局制作部とをつなぐ「スポーツコンテンツ・プロジェクト」を発足させた。週に1回、両者が会議を開いて、企画の調整・分担や取材した素材の相互活用等を進めて、取材・制作の効率化を急いでいる。

本件企画はそうした状況下で、報道部ではなく制作部が引き受けることに決まった。過去の取材実績がある報道部にまわらなかったのは要員の問題と、制作部の契約リポーターに同じ高校の女子新体操部のOGがおり、男子新体操部の監督とも面識があったため、彼女を起用すれば取材がスムーズに進められるだろうとの見通しがあったからだという。

『ゆうテレ』を代表して「スポーツコンテンツ・プロジェクト」の会議に出席したディレクターは、この企画を制作部内に持ち帰って検討した。通常なら、企画の

発案者か、取材を希望する者に仕事が割り振られるが、この企画については積極的に手を挙げる者がおらず、行きがかり上、このディレクター自身が担当することになった。しかし、本格的なスポーツ取材をするのは初めてのことだった。

(2) 取材段階

取材したディレクターは、他局がピンマイクでとった音声を無断で録音・使用する行為が電波法違反になるとは知らなかった。全く意識したこともなかったという。取材の当初は、ナレーションやリポーターの原稿を書く際の資料にでもなればという腹づもりだったそうである。本件事案にかかわったカメラマンとカメラ助手も、他局の音声を無断で録音する行為が電波法違反だとは知らなかった。それでも、何となく悪いことをしているという自覚がなくはなかったが、そのことを口にはしていない。録音した音声が番組に使用されるとはこの時点で考えてはいなかったこともあり、現場で取材後にディレクターと議論したり、他の番組関係者に報告したりしたことはなかった。その結果、MBCの音声の無断受信・録音は、回を重ねるたびに、当たり前ようになっていったという。

クルーのうち、ディレクターとカメラマンは約20年にわたってKTSの現場で働いてきたベテランだったが、複数の局が競合して取材する機会の少ない制作部門の現場が中心で、いずれも報道部門での取材経験がなかったことも、今回の問題の遠因となったようである。

他局が既に新体操部の監督にピンマイクを付けてもらっているのであれば、同様に自分の局のピンマイクを付けるように依頼することは難しくないと思われる。

ところが、ディレクターには、監督が他局のピンマイクを付けていたことによって、逆に監督に対する遠慮が生まれたという。ピンマイク自体は小さいが、電波を飛ばす送信機はそれなりに大きく、意外なほど重い。ディレクターは、全九州体育大会前日の取材が監督との初対面であったこともあり、監督に負担になる、迷惑をかけると思って切り出すことがはばかれたという。

MBCに対する気がねもあつたらしい。取材を重ね、一定の信頼関係を築いていたからこそ、MBCは監督にピンマイクの装着をお願いできるのであり、自分たちは後から来て、同じ対象を同じように取材する行列に並んだだけではないかという思いが気後れにつながったようである。

(3) 編集段階

ディレクターは当初、録音された音声をそのまま使うつもりはなかったという。しかし、実際に収録しているMBCと同様に、撮影している対象が発する音声であ

るだけに、途中からは他局のピンマイクを通じて入ってきているという実感が失せていったそうである。編集作業の際に、ひとりで大量のテープを短時間で集中して処理していくうちに、まさに自分たちの撮った映像の音声で、しかも監督が話している内容は、近くに寄ればだれでも聞くことができることから、他局が取材した成果であるとの意識は希薄になったという。その結果、自分たちのマイクの延長線上で録音できた音声であるかのように自然に思い込み、何の問題も感じなくなっていたということだった。

2 制作体制上の問題点

すでに指摘したように、本件事案の3本の番組の編集作業は、一から十までディレクターひとりによって行われた。それは、職人気質が尊重されているからではなく、人手が足りないためだった。取材制作の現場にギリギリの人員しか配置されていないこと自体は以前から地方放送局では常態であったが、10年ほど前と明らかに変化したのは、実働部隊の多数を外部の派遣スタッフが占めるようになったことである。

KTS制作部の布陣は、総勢50人前後である。うち半数近くが正社員で、残る半数は、KCRというKTSの100%子会社からの派遣スタッフだ。彼らは派遣元のKCRでも1年更新の契約社員だが、在籍年数の長い中堅・ベテランも多い。中には、大学在学中からKTSの現場で働き、所属する会社は替わったものの、毎日KTSのスタジオで働き続けてきた者もいる。収入はKTSの正社員より低く、昇進の仕組みもなかった。

各番組のプロデューサーにはいずれも正社員が就いているが、本件事案にかかわった取材クルーは、ディレクターもカメラマンも派遣組だった。

彼らへの聴き取りで得られた証言を総合すると、そうした体制は、ルーティンワークとして現場で仕事を任せられる能力のある派遣スタッフを生み出したが、番組づくりの面から見ると、番組内容の向上につながるスタッフの心理に問題を抱えていたようである。

テレビに限らずプロの専門職の世界では、正社員か否かや、給与などの処遇だけに価値があるわけではない。金銭的に報われることに還元できない仕事の喜びや、創造的な作品を仕上げた満足感があり、それが放送人としてのプライドの大きな部分を占めていることは明らかであろう。困難で苦しい仕事をやり遂げることが、次のよりやりがいのある仕事につながり、そのようにしてステップアップのチャンスを手にすることも、放送人としての喜びであるに違いない。

しかし、ただただ指示される仕事に追われて疲弊し、仕事が次のステップにつながらず、雇われる人間が尊重されない企業からは何も生まれないであろう。

聴き取り調査では、派遣スタッフの仕事に対する執着心の希薄化、もっと言えば士

気の低下を嘆く声も聞かれた。たとえば、取材時に一步前に進むよりも、まあこの程度かなと立ち止まってしまふ、番組が出来上がってもこれを検討して次の取材機会に活かす習慣は醸成されない、といった点にもそれがうかがえる。

本件事案でも、取材クルーのカメラマンとカメラ助手は、聴き取り調査の時点まで、自身が取材に参加した3本の番組を一度も見えていないとのことだった。最初の『ゆうテレ』か、次の『チャンネル8』のどちらかだけでも、カメラマンかカメラ助手が見て、実際の放送で他局の音声で使用された場面を把握し、同僚か上司に伝えていたら、別の展開になったのではないかと思われるが、残念ながらそのような機会はなかった。

本件事案が起きた背景には、このような制作現場の状況があったと言えるのではないだろうか。

実は、K T S経営陣からの聴き取りでも、かねてから彼ら自身が、近年の制作現場の停滞した雰囲気の原因には、人事・労務の問題も横たわっていると受け止めていたことがうかがわれた。K T Sでは、2010年以降、労働者派遣法改正への対応にとどまらない番組制作のための重要な課題として、子会社のK C Rからの派遣スタッフが多数になった番組制作体制の改善を検討し、具体的にはK T Sによるスタッフの直接雇用やK C Rでの社員化、それにK T Sによる業務委託という形態を拡大する人事上の諸策を採用しかけていたのである。まさにそのタイミングで、本件事案は発生した。今回の問題を受けて発足したK T Sの「再発防止委員会」が提案する「放送人育成プロジェクト」の試みは、この制作現場の現状への危機意識に由来するものなのであろう。

V 委員会の判断

NHKと日本民間放送連盟が定めた放送倫理基本綱領は、「放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる」と定めている。

本件事案には、取材の過程でM B Cの無線通信を傍受し録音した音声を無断で使用した点で、電波法違反があった。電波法という特定の法律に違反しているという認識はなかったにせよ、他局の取材成果を無断で使用してはならないということは、むしろ放送人としての常識と言えるだろう。そこには、競争相手である他局への敬意や独自取材の大切さへの認識が欠けていたと言わざるを得ない。また、編集過程で音声の無断使用をチェックすることができなかった制作体制にも問題があろう。

したがって、他局の音声を無断で受信・録音し、そのまま放送してしまった取材・制作の過程は「適正」とは言えず、委員会は、本件事案の3本の番組が放送倫理に違反していると判断した。

なお、視聴者への公表が遅れた点については、特段の悪意や矮小化の意図は感じられなかったが、監督官庁への対応を優先した結果、視聴者への対応が遅れたことに問題がなかったとは言い切れない。放送倫理基本綱領が「万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない」と定めていることも念頭に、今後は、より主体的かつ積極的な、視聴者重視の姿勢を望みたい。

VI おわりに

今回の事案は、MBCが先行しているテーマにKTSクルーが後から割り込んだ形になったことが、MBCや取材対象に対する遠慮を生み、それが発端となったようにも見える。MBCが既に形にしつつある番組を後追いしているかのような“うしろめたさ”に近い感情があったとしても、それをKTSにしかできない新しい切り口の、より独創的な取材活動、番組制作の工夫・開拓に昇華させることはできなかったのだろうか。

他局と同じ取材手法で後追いをしても所詮周回遅れのランナーになるだけである。せっかく女子新体操部のOGをリポーターに起用していたのだから、同じ手法をあえて取る必要はなかったはずだ。むしろ、新体操の醍醐味を知るOGリポーターという強みをフルに活かすことによって、生徒たちとの距離の近さなどに焦点をあてた独自の切り口、見せ方で番組をつくることもできたのではないだろうか。

これは、日々の仕事に追われる取材現場、制作現場にいない者の、ぜいたくな要求なのかもしれない。だが、番組制作に携わる者が常に独創性を目指す姿勢を失わずに行動するか、せめてそうあるように試みるのでなければ、テレビはしだいに個性を失い、衰退への道をたどりかねないのではないか。

また、放送される番組はどれも、制作にかかわる者一人ひとりの情熱が込められた「作品」であってほしい。それは、テレビを見る者だけではなく、テレビ番組をつくる者もまた心の底に抱いている願いであろう。番組制作者に情熱がなければ、視聴者に良質な番組を届けられるはずがない。KTSの制作体制の現状が、スタッフの制作への情熱をそいでいるようなことがあるとすれば、その改善が望まれるところである。KTSの「放送人育成プロジェクト」の試みは、まさにこの制作現場の現状への危機意識に由来するものであり、待遇面だけでなく教育・研修の機会における社員と派遣スタッフの差を可能な限り埋め、仕事への思いを共有できる職場づくりにつなげることを目指しているとのことなので、その試みの行方を注視したい。

プロの集団であるはずの番組制作の現場で、だれもが「それは、まずいよね」と感じる手法がとられてしまったことは、何らかの警告と捉えるべきかもしれない。より社会的な影響力の大きなテーマや取材対象を相手にしているときに、万が一にも同様

の行為があったら、番組内容がいかに優れていたとしても、番組全体が非難されかねない。殊に現在のように、マスコミに対する不信感が高まっている状況にあっては、放送に対する信頼そのものが大きく揺らぐ危険性なしとしない。

本件事案が、多くの放送人にとって他山の石となることを期待したい。